

令和5年度原子力発電施設等研修事業委託業務仕様書

1 趣旨

この仕様書においては、青森県（以下「発注者」という。）が受注者に委託する令和5年度原子力発電施設等研修事業委託業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定める。

2 事業の目的

青森県では、量子科学分野の人材育成、研究開発活動の拠点施設として平成29年10月に「青森県量子科学センター」を六ヶ所村に開設した。当センターにおいて、産業界、教育・研究機関、国、自治体等が連携協力しながら、量子科学分野の人材育成・研究開発活動を展開していくことによって、本県の人づくり、産業づくりにつなげていくこととしている。

また、人材育成活動に当たっては、①原子力関連施設の安全性向上、②原子力関連産業への雇用促進、③次世代の人材育成、④産学連携の強化の4つの活動目標を設定し、県内の原子力施設の運転や放射線利用等の管理者、技術者、作業員などの人材を育成していくこととしている。

このため本事業では、①原子力関連施設の安全性向上及び②原子力関連産業への雇用促進を図るため、主に原子力施設関連業務に従事するに当たって必要とされる資格の取得や技術習得等のための講義・実習等を実施し、原子力関連産業の現場を支える人材を育成することを目的とする。

3 委託業務の内容

- (1) 別紙「事業概要」に示す項目ごとの研修内容の企画及び総括的な運営を行う。
- (2) 別紙「事業概要」に示す項目以外に、必要に応じて原子力関連施設の安全確保を担うための人材を育成するための研修の企画等を行う。

※詳細は別紙「事業概要」及び「県と委託先の業務分担」のとおり。

4 留意事項

- ・ 委託業務のうち、研修講師、印刷業務を除くその他の業務について全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。また、再委託先の結果及び行為については、受注者がその責任を負うこと。
- ・ 各研修については日程が重ならないように設定すること。
- ・ 原則として青森県量子科学センターを研修会場とすること。同センターで実施できない研修については、青森県内を会場とし、受講者が参加しやすい場所とすること。
- ・ 受講者の当日欠席等による欠員を少なくするよう、対策を講じること。
- ・ 受講者に対して、研修内容等に係るアンケートを実施すること。

5 契約後の提出書類

(1) 受講者募集ポスター及び募集案内案

契約締結後速やかに案を提出し、発注者の了解を得た後に印刷・配布すること。

(2) 研修事業年間計画

契約締結後速やかに研修のスケジュール、カリキュラム、予定講師などを通知すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。